

1-1 景観計画ガイドラインの目的

本市には吉野川をはじめ大小138の河川が流れており、水とともに発展してきた「水都」であるとともに、市の象徴ともいえるべき眉山に中心市街地が隣接しているなど、他都市には類を見ない景観が広がっています。

また、豊かな水と緑に調和して、古くからの歴史的・文化的景観も多く残るほか、県都として多数の都市機能が集積し、都市的景観を形成しています。

こうした本市特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められるなか、本市では、「徳島市都市景観形成要綱」に基づき中心市街地で景観誘導を行ってきましたが、近年、国において、都市部だけでなく農山村部も対象とした良好な景観形成の促進を目的とする景観法が制定されたことを受け、このたび、要綱に代わる市の全域を景観計画区域とする「徳島市景観計画」を策定しました。

景観は、日々の暮らしや営みの積み重ねのなかで形づくられていくものです。良好な景観を形成していくためには、景観形成の主体となる市民、事業者の皆様や行政が普段から景観に対する意識を高めておくことが重要です。

本ガイドラインは、「徳島市景観計画」で定める建築物や工作物等の景観形成基準の解説、良好な景観形成を図るための参考事例などを紹介しています。建築物や工作物の新築や改修の際などにご活用ください。

1-2 景観計画ガイドラインの構成

本市の景観計画では市全域を景観計画区域とするとともに、良好な景観の維持・保全や誘導を図るため、特に重要と考えられる7つの景観を「重要な景観形成地域」と設定し、それぞれで届出対象行為と景観形成基準を定めています。

本ガイドラインは、市全域および重要な景観形成地域の届出対象行為や景観形成基準を解説していますので、景観法に基づく行為の届出の際にご活用ください。また、届出対象行為以外であっても、建築物の建築や工作物の新設などの際に参考にしてください。

